旭川医科大学病院臓器別診療体制に関する要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和7年11月13日病院長裁定)

旭川医科大学病院臓器別診療体制に関する要項の一部を改正する要項

旭川医科大学病院臓器別診療体制に関する要項(平成17年1月12日病院長裁定)の一部について、下表右欄(「現行」欄)を同表左欄(「改 正後」欄)のように改正する。

※下線郊公は 改正第正な元才

	<u>※下線部分は、改正箇所を示す。</u>
改正後	現行
(略)	(略)
(臓器別診療科)	(臓器別診療科)
第3 次の各号に掲げる診療科に、それぞれ当該各号に定める臓器別	第3 次の各号に掲げる診療科に、それぞれ当該各号に定める臓器別
診療科を置く。	診療科を置く。
(1) • (2) (略)	(1) • (2) (略)
(3) 外科(血管·呼吸·腫瘍,心臓大血管,肝胆膵·移植 <u>·</u> 消化管)	(3) 外科(血管·呼吸·腫瘍,心臟大血管,肝胆膵·移植 <u>,</u> 消化管)
心臟外科,血管外科,呼吸器外科,小児外科,乳腺外科,肝胆	心臟外科,血管外科,呼吸器外科,小児外科,乳腺外科,肝胆
膵・移植外科、消化管外科	膵・移植外科、消化管外科
(4)~(8) (略)	(4)~(8) (略)
(略)	(略)
<u>附 則</u>	
この要項は、令和7年11月13日から施行し、令和7年11月1日から適	
<u>用する。</u>	
【改正理由】	
外科学講座の改組に伴い、所要の改正を行うものである。	